

第 89 号	Super Highway J R 東労組バス関東本部	 J R 東労組ホームページ
発行日 2024.11.22		

申 8 号 2024 年度年末手当等

に関する緊急再申し入れ



11 月 22 日、J R バス関東本部は、J R 東労組バス関申 8 号として「2024 年度年末手当等に関する緊急再申し入れ」を行ないました。

J R バス関東本部は 11 月 20 日、申 7 号第 3 回団体交渉において会社から「基準内賃金の 2.4 ヶ月分とし、さらにこれまで社員一人ひとりが取り組んできた構造改革の進展と成果、物価上昇等の社会情勢の変化に伴う社員の皆さんの生活実感を踏まえ、特に 0.05 ヶ月分を加算し 2.45 ヶ月とする。」と回答が示されました。「1 億 2,600 万円もの黒字は、組合員・社員の努力の賜物である」と労使一致したにもかかわらず、我々が生み出した利益を最大限還元したとは思えません。

我々を取り巻く生活環境は非常にひっ迫しており、これまでに経験をしたことの無い物価上昇や、冬を迎えるにあたっての燃料高騰は、我々の生活に大きな負担がのしかかっている状況であり、とても 0.05 ヶ月の上乘せでは足りない悲痛な組合員の現状があります。組合員・社員の努力、生活実感、今後に向けたモチベーション向上とは大きくかけ離れており、評価を改めて求め、組合員の皆さんと共に最後まで闘い抜いて参ります。

記

1. 申 7 号「2024 年度年末手当等に関する申し入れ」に対する「基準額は、2024 年 12 月 1 日現在における基準内賃金の 24 ヶ月分とし、さらにこれまで社員一人ひとりが取り組んできた構造改革の進展と成果、物価上昇等の社会情勢の変化に伴う社員の皆さんの生活実感を踏まえ、特に 0.05 ヶ月分を加算し 2.45 ヶ月とする。」との回答を撤回し、2024 年度年末手当を基準内賃金の 2.93 ヶ月とすること。
2. 契約社員 A については「基本給及び都市手当ならびに扶養手当それぞれの月額を 1.85 倍した額」、満 60 歳以上の継続雇用制度エルダー社員については「基本給及び扶養手当それぞれの月額を 1.85 倍した額」との回答を撤回し、社員に準ずる額とすること。

以上

J R バス関東で働く仲間を一つに!